#### I 5

# 大坂・北国海運の賃積み輸送機構の動向と「抜け荷」輸送

大坂、北国積問屋と新潟荷宿 ( 積問屋 ) を中心に

深井、甚三

#### はじめに

輸送する樽廻船が菱垣廻船を脅かしていった。商品経済展開の下で、た。諸大名の年貢米など蔵物が大坂へ西廻り海運で輸送、売却され、た。諸大名の年貢米など蔵物が大坂へ西廻り海運で輸送、売却され、た。諸大名の年貢米など蔵物が大坂へ西廻り海運で輸送、売却され、た。諸大名の年貢米など蔵物が大坂へ西廻り海運で輸送、売却され、た。諸大名の年貢米など蔵物が大坂へ西廻り海運で輸送、売却され、

と蝦夷地やその他の地域を結んでいた。船や尾張船(内海船)その他の買い積み船が活動を活発化させ、大坂前船活動を始めるとされているが、その後化政期以降には北国の北前宝暦・天明期には蝦夷地への荷所船を担った北陸廻船が買い積みの北

た後期においても、この点の解明が必要である。買積船が遠隔地間の商品輸送・販売で重要な位置を占めるようになっ

い。

なる特徴と限界を持って推移していったのかを検討しなければならな機構が大坂と江戸以外の都市・湊町との間で、両地の問屋・荷主・廻機構が大坂と江戸以外の都市・湊町との間で、両地の問屋・荷主・廻るる経済展開は買い積み船の活動を盛んにさせるだけではなく、賃

では西廻り航路を利用する大坂から北国への輸送が当然に最重要検討以外での賃積み輸送について検討をすすめなければならない。この点して他人荷輸送の賃積み輸送をもたらすものならば、菱垣・樽両廻船確固としたものとして成立するとしても、商品経済進展が基本方向との近代化と理解されている。近代になって他人荷輸送の海運業経営が基本方向と海運経営史の研究によると、海運発展の基本方向は自分荷物輸送か海運経営史の研究によると、海運発展の基本方向は自分荷物輸送か

営展開をみせるのかも当然に問題になる。

った一七世紀後期以降に、各地の領主以外の荷主に対応した輸送の担ではないかと指摘されている。ここでは特に、専業問屋が増加してい世紀に国問屋は減少していき、特定商品の専業問屋となっていったのの国を相手とする荷請問屋の国問屋も発展していった。しかし、一八る。大坂では一七世紀後半に専業問屋が増加していくが、他方で特定前記の課題を大坂の問屋とのかかわりで整理し直すと次のようにな

課題となる

ことにかかわるが、さらに、大坂の北国関係の積問屋がどのような経らいまるにしておかなければならない。この点は、積問屋の経営の限界を見るこの時に注意しなければいけないのは、菱垣廻船を撃退する十組問屋の間屋(積荷問屋)について右点の解明が必要になる。もちろんその場合に北国の都市、湊町で荷主がそれぞれ輸送のためにどのような仕場合に北国の都市、湊町で荷主がそれぞれ輸送のためにどのような仕場合に北国の都市、湊町で荷主がそれぞれ輸送のためにどのような仕場かを作り上げていたかも同時に解明しなければならない。そして、この時に注意しなければいけないのは、菱垣廻船を掌握する十組問屋の時に注意しなければいけないのは、菱垣廻船を掌握する十組問屋の時に注意しなければいけないのは、菱垣廻船を掌握する十組問屋の時に注意しなければいけないのは、菱垣廻船を掌握する十組問屋の時に注意しなければならない。この点は、積問屋の経営の限界を見るにしておかなければならない。この点は、積問屋の経営の限界を見るにしておかなければならない。この点は、積問屋の経営の限界を見るにしておかなければならない。この点は、積問屋の経営の限界を見るいが必要になる。具体的には国問屋・専業問屋の実態を廻船問屋とのかかわりになる。

で取り調べられたものであり、この史料を通して大坂から北国への賃この抜け荷一件は、賃積み輸送途中での難破の調べの際に抜け荷嫌疑もあり、特に大坂から北国への抜け荷輸送のあり方がわかる。しかも

積み輸送の実態がわかる。

料を調べることで、この段階の賃積み輸送の限界が把握できる。といいさらにその一件の最終的結果はどのようなものになったか関係史握できる。すなわち、商品経済展開が大坂で賃積み輸送を担った積問握できる。すなわち、商品経済展開が大坂で賃積み輸送を担った積問場の地位低下について、海運面での特に賃積み輸送面での問題点も把場の地位低下について、海運面での特に賃積み輸送面での問題点も把場の地位低下についるの所と資産とで、この一件から天保期の大坂市場の地位低下にの北国の新潟を対象にしていた積問屋の交代をめぐ幸いなことにこの北国の新潟を対象にしていた積問屋の交代をめぐ

# 、北国積問屋と廻船問屋・船宿

### 1 案内記より

問屋と仲買の機能が異なるが、一般の問屋は荷主から委託されて仲買往々という点である。また、旧版『大坂市史』によると、業種によりが問屋よりも資産が多く、商業上も仲買に問屋が制御されることが屋と仲買のあり方で、「大坂商業慣習録」によると、大坂では仲買の方容が指摘されている。注意しておかなければいけないのは、大坂の問へが投資を表している。主要問屋の国問屋から専業問屋への変大坂の案内記をもとにして、主要問屋の国問屋から専業問屋への変

みられる。 も、例えば薬種問屋や材木問屋などがそうであるように、荷請問屋がへ商品を売却する、つまり荷請問屋という。専業問屋とされる場合に

(元禄一〇年『難波丸』)の順に各問屋を軒数とともに示す。 すゞめ跡追』 延宝七年『難波鶴跡追』[ 延宝九年頃『古今芦分鶴大全』]と北国関係の問屋・仲買を示すと次の通りである。 延宝七年『難波延宝・元禄期に大坂の案内記に登場する北国関係の廻船問屋・船宿

北国買物問屋 (北国売物問屋) 18軒 18軒 [20軒]

北国材木問屋

3軒 3軒 [3軒](3軒)

19軒+同買物1軒)

北国肴問屋[北国干物問屋] 4軒(4軒[4軒](5軒)

舟宿同問屋] (諸国船宿同問屋)

関東北国ほしか[2軒](1軒)。西国又は北国[1軒]。

北国[5軒](10軒)

賀州 (加賀問屋)[ 1軒] (2軒)

屋としている。
「一軒を除きみなこれを売物問う問屋であった。元禄の『難波丸』は、一軒を除きみなこれを売物問め跡追』などによると、北国へ販売する反物・古手・綿・小間物を扱屋・同肴(干物)問屋が登場していた。北国買物問屋とは『難波すゞ屋・同肴(干物)問屋が登場していた。北国買物問屋・同材木問右で明らかなように、延宝期に北国関係では北国買物問屋・同材木問

船宿・船問屋が記載されていることである。これには「北国」とする問題なのは『古今芦分鶴大全』『難波丸』に全国各地の名前を冠した

で廻船問屋とも自称していたことから、右の点が間違いのないことがした大坂の代表的な国問屋は薩摩問屋であるが、彼らは享保期の史料あるが、具体的にいうと廻船問屋ということになる。近世を通じ存続相手の船宿である。 国問屋は荷請問屋とその性格を説明されることが業者と加賀問屋が記載されている。彼らはいわゆる国問屋と各国廻船

の国問屋ともよばれる廻船問屋が引き受けるのではなかろうか。はまだこの時期の案内記に登場していない。この賃積み輸送はまだ右蔵物外の商品荷物の江戸以外への賃積みを専業的に引き受ける問屋

うかがえる。

正徳年間については著名な「大阪商業史資料」があるので、これを最ので、これを次ぎに示す。(゜)の数値は安永版軒数である。そして、延享五年版『改正増補難波丸綱目』・安永六年版『難波丸綱目』がある案内記で大坂の国問屋や専業問屋について詳しく紹介したものに、

後に加えて

内に示した。

出羽国問屋三一軒(二一軒) 三一軒(五軒) 八軒、(五軒) 二軒、船宿二軒(二二軒) 二二軒。若狭因幡国問屋三軒(三越前国問屋一二軒(二二軒) 二二軒。若狭因幡国問屋三軒(三軒)の間で、能登・越中国問屋二三軒(三八軒)二二軒 ・同船宿二軒加賀・能登・越中国問屋二三軒(三八軒)二二軒 ・同船宿二軒

延宝・元禄に比べて大きく増加したことにみられるように、扱う各地扱われている。前記のように彼らは本来は廻船問屋と同じであるが、これら国問屋は「問屋・仲買」とも区別されて、「諸国問屋」として

相手とする場合もみられた。 相手とする場合もみられた。 元され、その主となる国の名前が各問屋の名称に使用されるようになった。ただ、加賀藩の場合は三ケ国に領地が及ぶために、加賀・能限定され、その主となる国の名前が各問屋の名称に使用されるようになった。ただ、加賀藩の場合は三ケ国に領地が及ぶために、加賀・能限定され、その主となる国の名前が各問屋の名称に使用されるようになった。ただ、加賀藩の場合は三ケ国に領地が及ぶために、加賀・能の商品が多くなり、特定国を対象とするようになって国問屋とよばれの商品が多くなり、特定国を対象とするようになって国問屋とよばれ

問屋・仲買も加えて北国関係を次ぎに示す。 案内記で国問屋と区別された問屋はだいたい専業問屋となるが、船

られる。 శ్ఠ 北国材木問屋は北国材木槙問屋と秋田材木問屋に別れている。また、 正徳に仲買の北国綿積屋が現れ、安永には北国積綿問屋が登場してい 正徳になると北国関係の問屋に北国布問屋・秋田銅鉛問屋が加わり、 同問屋は初め綿を扱っていた北国買物問屋から分かれたものとみ 国積綿問屋 (五軒)仲買・北国積綿屋 物問屋八軒 (欠) 八軒 問屋四軒) 北国材木槙問屋四軒 北国布問屋六軒(四軒) 六軒 、北国材木槇問屋四軒(北国材木 上軒 ・秋田銅鉛問屋六軒 (銅鉛問屋七軒か) 六軒 北国問屋二二軒(二〇軒)二二軒 ・秋田材木問屋二軒 (一軒) 五軒 北国舟問屋 二軒 ・北国干 北

同 (北国) 舟問屋」を伴っている。彼らについては、表1に示した。北国問屋は前記買物問屋で、安永版になると、その記載に当たって

#### 表1、安永版『難波丸綱目』の北国問屋(買物問屋)

北国問屋(住所)	兼業
小西半三郎(平の丁)	△加賀問屋·能登問屋·越前問屋(善右衛門丁)
かき屋茂兵衛(道修丁二丁目)	○加賀問屋·越中問屋·越後問屋·越前問屋(道修町一丁目)
	○加賀問屋·能登問屋·越中問屋·越後問屋
小西半兵衛(道修丁三丁目) 節や茂作(江戸ぼり一丁目)	○越中問屋·出羽問屋 ○加賀問屋
帯屋太兵衛(戸屋丁横ほり)	○加貝回座 △加賀国問屋(権右衛門丁)越中問屋·能登問屋
平野屋徳兵衛(ばくろ丁堺すし)	△加賀問屋(金田丁)
ならや治兵衛(同丁)	△越前問屋(金田丁)
銭(カ)や次郎右衛門(南久ほうじ丁堺すし)	
小倉や仁兵衛(北久ほうし丁二丁目)	
八百や次郎右衛門(立うりぼり西ニはし)	
長崎屋太右衛門(生玉坂の下)	
野田や伝兵衛(常磐丁) しまや十兵衛(高らいはし松や丁)	○加賀問屋·越中問屋·越後国問屋
小山屋吉兵衛(内平の丁)	○加賀問屋·出羽問屋·奥州問屋
紅や佐兵衛(米や丁さかいすし)	○加其同 <u>医 田</u> 初同 <u>医 </u>
ならや源兵衛(舟越丁)	△越中問屋・越後問屋・越前問屋(内平の丁)
中嶋や太兵衛(南本丁さかいすし)	△加賀問屋(北久太郎町二丁目)
<b>鈴屋伊右衛門(本天ま丁)</b>	○加賀問屋·出羽問屋
伏見屋三郎兵衛(道修丁二丁目)	○越前問屋
吹田屋九左衛門(新うつぼ堀溜)・・加賀行き(	)加賀問屋
日高や惣介(百間堀西国丁)・・北国行き・・○起	

- [北国問屋20軒|北国積組合]]
- \*、兼業の部分は北国関係問屋のみ記載。 ○は居住町が同一人物で兼業。△は同一な前であるが居住町違い

・|一人物で兼来。| 4は同一な間であるが||店性叫選い

国の

[各地の薬種商

へ薬種を販売していた薬種仲買である。

彼らが各地

けの全住

同じ町の薬種店泉屋宗平が記載されてい

්ද

薬種店泉屋はこの廻船屋の本家であろう。

右の薬種積下し屋とは商標が同じで同町内居

町二丁貝

泉宗厘)」

の記載がある。

同家記載の隣に、

商標が同じ

積下し屋など薬種関係商人の記事に交じって「北国荷物廻船屋」( 淡路

しまい、

弘化三年「

大坂商工銘家集」となる。

同書には道修町の薬種

次ぎに同案内記には「諸国荷物引請売捌所並ニ下り荷物運送問屋」い時期とはならない。屋となる。その成立は安永以前とはしがたいものの、安永よりそう遅屋となる。その成立は安永以前とはしがたいものの、安永よりそう遅薬種商から注文を受け売却した荷物のうち、北国向け輸送を引き受け薬種商から注文を受け売却した荷物のうち、北国向け輸送を引き受け

項目があり、

北国関係の記載がある。

松前関係も含めて次ぎに示す。

問屋となる。 営業のかたわら積下し問屋をも行っていることになる。 先とする廻船問屋である。 に彼らを「 蕳 は別に問屋ができているが、 安永版に初めて登場する北国船問屋は加賀行きと北国行きを主輸送 物以外の商品も扱うようになっているとみて間違いない。 の北国問屋は延宝・ 北国積組合」と記しているので、彼らは北国相手の積下 北国問屋は国問屋と兼業している者が多く、 元禄期の北国買物問屋につながる商人である。 彼らが積問屋とみられる。 北国で必要とされている反物・古着 ただし、 荷請問屋 彼らは 安永版

- この積問屋の名前が他の案内記でわかるのは、時期がかなり下っていずれも北国関係の国問屋の兼業であった。

物扱いだけを明示する業者もいる。前関係は北前請荷物扱いと松前物北国荷物扱いとがあり、さらに松前北国関係は北国とするもの以外に北前と名付ける業者も含み、また北

後に取り上げる文政二年(一八一九)の加賀粟崎廻船住吉丸の「抜け年(一八五〇)に松前問屋を兼ねている可能性がある。また、これもらが専業的な積(荷)問屋となる。中でも北国関係に重点を置いた積と助、および「石州松前諸荷請積送り所」の河内屋八三郎となる。彼之助、および「石州松前諸荷請積送り所」の河内屋八三郎となる。彼っている可目は諸国荷物引請売捌所と下り荷物運送問屋が記載されるが、この項目は諸国荷物引請売捌所と下り荷物運送問屋が記載されるが、

いるわけではないことも注意しなければならない。(キョンなお、これらの記事は広告でもあるので、すべての問屋が登場して

# 2 北国積問屋と松前問屋

この点の営業を拡大していくことになる。くると、当然に多額の利益をえられるこれらの商品扱いを増加させ、り、当然に多額の利益をえられるこれらの商品扱いを増加させ、期以降に北前船が蝦夷地から大量の海産物・魚肥を大坂へ積み込んで期以降に北前船が蝦夷地から大量の海産物・魚肥を大坂へ積み込んでり、当然に多額の利益をえられるこれらの商品扱いを増加させ、出前船を扱うだけに、松前関係の荷物の扱いをも行う。一九世紀前引諸所として北国荷請門屋を兼業する者が多かった。北前諸諸荷物北国積問屋は北国荷請門屋を兼業する者が多かった。北前諸諸荷物

させていた。また積み荷を行う廻船確保に務めていた。こうして木屋は経営を発展中の船主へ便宜地籍船の便宜をはからうなど、北前船の着荷を促し、しても往来を出していたことが明らかとなっている。つまり同家は越木屋は天保・弘化期に飛島へ入津していた多くの越中の小廻船に対

明治前期に編纂された『北海道産荷受問屋組合沿革史』などに掲載

#### 表2、文政9年以降の東組松前問屋

伊丹屋四良兵衛(天保6·同12·安政)、薩摩屋季六(天保6·同12)、井筒屋松次郎(天保6·同12)、近江屋熊 蔵(天保6・同12・嘉永・安政)、山本や安兵衛(天保=新八カ)、昆布屋清三郎(天保6)、近江や半兵衛(天保 6)·布屋和助(嘉永·安政)·阿波屋秀太郎

天保6年初出・・昆布屋伊兵衛(天保12・嘉永・安政)・西野屋久右衛門・吉屋初五郎・大津屋儀兵衛(天保 12)、木屋市兵衛(北堀江四丁目:天保9·嘉永·安政=市太郎)

天保12年初出・・帯屋嘉兵衛(嘉永・安政)、昆布屋新兵衛(天保12)、有田屋重蔵(嘉永・安政)、近江屋惣 七(嘉永·安政)、越後屋庄太郎、島屋源兵衛、丹波屋孫兵衛(嘉永·安政?利助)、三原屋安右衛門

嘉永初出・・大和屋仁兵衛(安政)・油屋善兵衛・大和屋嘉兵衛・新家屋儀助(安政)・飴屋惣七・阿波屋文兵 衛·播磨屋金兵衛·日高屋半兵衛(二本松町:安政)

安政初出…新保屋吉次郎

#### 大坂 積 簡 屋 件と新 潟廻 船問

関係についてみていきたい。 点残されてい の新潟県にある。 ιį 佐古文書の右の文書は、 大坂における積問屋の しかし、 るほ 幸 い か これを手が なことに佐古文書 この史料に直接 経営史料 天保五年 かりに積 の 所 関 に天保期の 在 八三四) にっ 問 連したもの 屋と荷主お ŀ١ ては残念ながらわ + 積問屋関係史料が が二点ば 月 よび廻船問 大坂 かり関 積問 屖 か の 5 係

の写である。 件二付連名帳写」 荷年行事 その表紙および裏表紙には 諸方荷主衆中から越後各地の荷主に当てて出され であ శ్ 新 潟荷主 総代 越後新潟荷年行事」 荷 宿 総 代 大問屋を た帳 年 ത 印 行 屋

北国筋荷物積請所の日高屋半兵衛 次の表2のようになる。 された史料より、 になってい たのである。 文政九年 (一 この表にみるように木屋は天保期には松 ま た 八二六) この (長堀高橋南) 表からわかるように、 以降の 東組 と同名前の 松 前問屋を示すと 積問 家 (二本 屋 前

このように

北

玉

積問屋から天保期以

降

に松

前問屋

が登場して

ιÌ

た

出る前記

の 松前

物荷請所の有田屋重蔵

も嘉永期には

松前問屋となっ

て

かと考えられるが、

今後さらに検討してみたい。

さらに、

案内記.

に

松町)

が

嘉永期

には松前

問屋に

なっ

てい

たっ

これは同じ家なのでは

な

の

<sup>)</sup>内に嘉永とするのは嘉永3年、安政とするのは安政5年の松前問屋

<sup>2、『</sup>北海道産荷受問屋沿革史』 15-19,53・54頁、祭魚洞文庫「松前方記録」 (国立史料館蔵)による。

御出(男子) 拶候、 懸り、 中江右書面懸御目一同決談仕候..... 候ハゝ早速以飛脚為相知呉候様申参、 差閊無之様土蔵等迄も致手当テ置候趣、 御荷主方より聢御頼於有之者、精々出情仕積方引受可申旨被及挨 之始末相咄シ事ニ寄新潟届送り荷物致世話呉候様内々及示談候所、 春中上坂之砌、同人方江荷主之内両三人立越是迄室屋日高屋取斗 之儀二付先日廻状ヲ以申上候通、当廿五日於問屋会所荷主荷宿並 家より積出し荷物ニ限り、 坂天満堀川大谷屋宗八殿方江已来積問屋相頼可然一決仕候、兼而 差送り可申段当所荷年行事前より被相断候二付、大坂積問屋振替 実意之始末有之、当所荷所荷主者勿論荷宿迚も取扱方難渋之次第 去ル子年大坂淡路屋船喜徳丸並福寿丸一件以来、室屋・日高屋不 向後者仮令大坂積仲間年行事送り状ニ而も室屋・日高屋両 将又秋中同人方より書状致到来、 其上取扱方不実意之仕向ケニ付一同迷惑仕候得者、今度大 被成候御荷主方一同及示談候処、近来者年々増運賃過分相 何樣之難事有之候共於当所無差構其侭 則当廿五日御出会之御荷主 荒増其仕度仕置明春之御 依而御荷主衆中御得心二

よる実意のない荷主に対する始末があり、新潟の荷主だけでなく、荷坂、淡路屋の廻船喜徳丸、福寿丸に関する一件以来、室屋・日高屋にこの史料によると、去る子年、つまり文政一一年(一八二八)の大

この連名帳が大坂へ送られた後に大谷屋が新潟へ来て、新潟の問屋

りに差し支えのないように準備のために土蔵なども手当てしたので、 頼することに一決したという。そして、この春には荷主二、三人が上 丸・福寿丸両船の荷主であって、 る荷主が押印した帳面を大坂へ送り、新潟荷年行事が大谷屋からも引 いう。この後の本文では、積問屋を大谷屋へ交代させることに承知す うして当月二五日に出席の荷主へ書面を見せて、一同決断したのだと 荷主が承知ならば飛脚で早速に連絡するようにとの内容であった。 たという。そして、秋には大谷屋より書状がきて、来年春からの荷送 け荷物の世話を頼んだという。その結果、積方を引き受ける返答をえ 坂の際に訪ねて室屋・日高屋の取り計らい始末を話し、内々に新潟届 惑しているので、以後は大坂の天満堀川の大谷屋宗八方へ積問屋を依 運賃が過分にかかり、そのうえ荷物の取り扱い方に実意がなく一同迷 所で荷主・荷宿が出席し、荷主一同で相談したところ、近年は年々増 行事より断ったという。 このため大坂の積荷問屋変更について問屋会 のようなことがあっても構わずにそのまま荷送りする旨、新潟の荷年 状があっても、 宿も難儀しているという。このため今後は大坂積仲間の年行事の送り へ送る日に間に合わないので仲間より通達してほしいと記載する。 また、最後に記された追伸では、この度の連名を願った荷主は喜徳 荷宿の一同判断の上で明春下り荷物の員数に応じて賦課するという。 き受け念書を取ることにするという。このたびの飛脚の経費は荷主・ 室屋・日高屋両家から積み出した荷物に限っては、 他の荷主は名前・住所も帳面を大坂

屋である、

けられ、その年行事がいた。

荷宿は当然ながら積問屋を務める廻船問

山藤兵衛、荷主総代小山重兵衛、荷年行事石崎喜八郎から「十日町御荷年行事が念書を預かるので荷主衆中に通達してほしいと荷宿総代大(積荷)問屋大谷屋から「諸方御荷主御衆中」宛で出された念書を写し、書写が両地に残っている。これは、天保六年八月十一日付けで大坂積後各地の荷主へ送付された。巻町荷主衆宛と十日町荷主衆宛のこの念会所にて荷主・荷宿と交渉した。大谷屋から念書をとって、これは越

け入れる湊町でも、新潟のような大きな湊町となると、荷宿仲間が設設けている。そして、積問屋が手配した廻船により運送する荷物を受まず、大坂の積問屋は積仲間を形成し、その積問屋仲間は年行事を荷届け先とする荷物の天保期における廻船輸送の機構がわかる。以上の二つの史料から大坂の積問屋から北国の、しかも新潟の湊を

荷主衆中」、「巻町御荷主衆中」宛にそれぞれ出されたものである。

いる越後の荷主には、仲間とされるまとまりがあったことがわかる。東している。新潟の積問屋・荷宿を介して大坂との物資輸送を行ってために越後内各地の荷主へ連名帳への署名を求めたが、問題となって扱いの荷主の中心となる新潟荷主にあった。彼らは大谷屋へ依頼する屋らの難船処理や運賃で最も打撃を受ける荷主にあり、特に新潟荷宿屋らの難船処理や運賃で最も打撃を受ける荷主にあり、特に新潟荷宿屋の乗組処理や運賃で最も打撃を受ける荷主にあり、特に新潟荷宿屋の地の連名帳に記載されていたようにこの一件の主導権は、当然に室

いうので、諸方荷主仲間として確固とした組織を作っていたものではしかし、新潟荷主らは右両廻船利用以外の荷主の名所を調べかねると

ないようである。

大問屋から出ている。
大問屋から出ている。
大問屋から出ている。
大問屋から出ている。
大問屋から出ている。
大問屋が当然に大廻し荷物輸送を地の大廻船・中廻船を扱う大問屋に分かれていたが、ともに年行事を地の大廻船・中廻船を扱う大問屋に分かれていたが、ともに年行事を地の大廻船・中廻船を扱う大問屋に分かれていたが、ともに年行事を地の大廻船・中廻船を扱う大問屋に分かれていたが、ともに年行事を地の大廻船・中廻船を扱う大問屋に分かれていたが、ともに年行事を地の大廻船・中廻船を扱う大問屋に分かれていたが、ともに年行事を地の大廻船・中廻船を扱う大問屋と、遠隔

屋と本分家関係など縁のある家であろうか。今後さらに調べたい。介は北国行き船問屋としているので、彼は『大坂商工銘家集』の日高北国筋荷物積請所として日高屋半兵衛(長堀高橋)が載る。日高屋惣国丁)が記載されている。また、弘化三年の『大坂商工銘家集』には丸綱目』には北国船問屋の中に北国行きとして日高屋惣介(百間堀西文石、この一件で登場する室屋と日高屋であるが、安永版の『難波

らく水濡れなどの事故が発生したのであり、それに対する誠意ある対坂の淡路屋の廻船喜徳丸と福寿丸であった。この両廻船の輸送でおそこの日高屋の二軒あり、同一一年に輸送で問題を生じさせたのが、大文政一一年以来、新潟へ荷送りしていた積問屋は少なくとも室屋と

ことも大きな原因であった。

前記のように運賃を絶えず増加させて荷主に大きな負担をかけていた応が得られなかったとみられる。 なお、この問屋が忌避されたのは、

この念書は以下の五ケ条からなっている。 の理、遂行することが当然に求められ、引き受け念書を取られている。 の理、遂行することが当然に求められ、引き受け念書を取られている。 は専用の土蔵を用意しておかなければならなかった。そして、依頼す は専用の土蔵を用意しておかなければならなかった。そして、依頼す に当たり、輸送する荷物を保管する土蔵を手当てしたように、同問屋 室屋・日高屋に代えて依頼した大谷屋が積問屋を一手に引き受ける

かな方へ預ける。
日限り差し下し、残り半金は大坂表で荷主方指図により確臨時之手当として備置」。この半金は新潟行事へ年々七月晦運賃銀世話料として「年々壱分通り金高凡百両位迄積金仕、-条、明春より大谷屋一手積みになるので、荷主への礼として、

い。その後でも「通船有之候へハ早速積下」す。2条、仕入れ荷物は例年六月中までに差し出せば積み残しはしな

申候

りに取りはからう。 3条、もし不慮の「出組」があれば、早速に新潟へ下り、法度通

5条、今回出席されなかった荷主へもよろしく通達の上、一手積4条、他よりどのような「故障筋」があっても、きっと取り扱う。

みを願う。

宿から通知された事故荷物の処理についての本文を示す。がどのように対応するかを示している。まず、同じ月の八月に新潟荷念書写しには、二件の難船の処理に関しての通知も記載し、大谷屋

で濡荷となるが)、兼而規定之通其儘二而相渡り申候配新潟届ケ荷物積入、当六月当湊へ入津いたし、(中略、途中、高橋次郎八客船佐州太田本間庄吉船、日高屋・室屋両家積差

し相渡り候、室屋積之分八其儘二而相渡り申候湊江着船仕候、大谷屋積入之分八当所仕来り通荷分散二いた荷物九拾弐箇、室屋彦四郎殿より七拾壱箇積合、当七月新潟、高橋次郎八客船松前箱舘弥十郎船、大谷屋宗八殿より当所届

へ八、年行事前ニ而携兼候段御断ニ付、極之通取扱請取渡し相済屋・日高屋両家積入之分八其儘ニ而相渡シ可申取極規定も有之候前書之通両艘之難事ニ御座候、御年行事前へ達出候得共、此義室

所仕来り通り荷分算」にしたことがわかる。しかし、大谷屋の場合は、「当す取り決めとなっていたことがわかる。しかし、大谷屋の場合は、「当これによると、室屋・日高屋の積荷は濡荷などでもそのまま荷主へ渡

もう一つの通知は、念書作成前の同年閏七月に、事故の際の始末を

当所諸懸り之義者惣荷数より差出し可申事

越後梶屋敷半重郎の千石船 (一二〇〇石積) が文政一〇年 (一八

一、室屋積荷物之義者兼而約定之通其儘二而相渡し可申事大挙値段ヲ以惣荷数より指出シ、濡荷物江遣シ可申極之事双方立合之上弁銀取極、船頭前より五分通り為差出、五分通り者岐沖で船へ波打ち込み、また当湊川でも波打ち込む)、荷物配立テリ七拾壱箇〆百六拾三箇積入、七月廿九日大坂表出帆(中略、隠右船大坂大谷屋宗八方より当所届荷物九拾二箇、室屋彦四郎方よ

右之通取極候上者後日異論致間敷、為其連印如此御座候、以上

念のために、これ以前の難船の処置に関する他の史料を探してみる室屋らに代えて大谷屋を一手積み扱い積問屋とするのは当然である。の保証なしで荷が渡されたというので、越後の荷主や新潟の荷宿が、散の法である。しかし、室屋の積み荷は従来の約束通りに、濡れ荷へから五分、残り五分は大凡の値段で「惣荷数」より負担する取り決めた五分、残り五分は大凡の値段で「惣荷数」より負担する取り決めた。

一一六箇、藍玉一○七本、木綿七○箇であり、これらの荷がみな水濡の船頭と船宿の口上書によると、大坂から新潟への賃積み荷物は繰綿で破船した事例がある。残念ながら積問屋の記載はないが、同年四月二七)に、買い積み荷物以外に大坂からの賃積み荷物を運んで出雲崎

れとなり、

次のような処置となった。

代金二而御請取被下...... 方之儀者前書届物之儀二付、荷主相談之上御願申上直段凡積を以置新潟荷主共立会之上夫々無相違御渡被下、尤取揚候者江歩一渡御手当之儀願上候処、御役人中御立会之上干立被仰付、土蔵江入

船頭には不都合のない処理が行われていたのである。渡被下」たことも記載されている。やはり荷分散などは行われずに、この荷物の船頭の受け取り書には、「取揚諸品者私立会之上荷主共江御の歩一を代金にて渡した外に、船頭への運賃支払いも行われた。また、新潟から近いためか直接に荷主が立ち会って、荷物を取り上げた者へ

大坂からの荷物輸送を依頼していた荷主の全貌は不明であるが、淡

せていた荷主・商人であった。新潟以外の荷主は次の通りであった。のほとんどが帳面に押印しているので、恒常的に大坂から荷物を送ら路屋の二廻船に荷を載せていた荷主は、この帳面に名前が皆載る。こ

(城下町)七人、中条六人、村上(城下町)六人、沼垂一人亀田七人、葛場四人、新津二人、五泉四人、水原七人、新発田今町(湊町)二人、三条七人、加茂三人、白根三人、酒屋一人、曽根一人、巻五人、与板(陣屋町)三人、長岡(城下町)七人、

潟への大廻し荷輸送は越後各地への荷主を対象にしていた。その荷丰 からなかったが、前記の梶屋敷の破船廻船の積荷でわかるように、 茶・薬種・雑貨などの商品仕入れを行う商人であった。 この町ではわ よると、大坂・京都との取引があったことがわかる。また、後者は慶 兵衛家で、ともに茶商であり、前者は天保六年の店卸帳や懸方改帳に 衛・吉川嘉助・吉川嘉兵衛であった。 越中屋源右衛門家の分家が同藤 は例えば、 かる。以上のように、巻町で判明する家は大坂・京都など上方から だ雑貨商で、寛政に大坂・京都・近江と取引があったことが記録でわ 応の茶仕切通により山城の茶を大坂から船積みさせていたことがわか 今町や村上など新潟より遠方の城下町の荷主まで含まれていた。 松屋又兵衛は先の念書写を残した家であるが、家業は薬種商であ 吉川嘉助・吉川嘉兵衛は親族とみられる。嘉兵衛家は酒造も営ん 巻町の場合、 越中屋源右衛門・越中屋藤兵衛・松屋又兵 新

綿・木綿・藍などの商品仕入れを行う荷主も積問屋を利用していた。

# 三、「抜け荷」輸送から

事例からうかがうしかない。 事例からうかがうしかない。 事例からうかがうしかない。 事例からうかがうしかない。 事例からうかがうしかない。 事例からうかがうしかない。 事例からうかがうしかない。 事例からうかがうしかない。 事例からうかがうしかない。 電話に廻船により新潟など北国へ輸送されるものがあるいものには、直接に廻船により新潟など北国へ輸送されるものがあるいものには、直接に廻船により新潟など北国へ輸送されるものがあるい。

積問屋の輸送機構の実態は、これを利用した抜け荷品輸送からも検

た抜け荷として吟味を受けた事情から抜け荷品の輸送方法を具体的にされたものであるが、吟味の中でこの賃積み輸送の実態がわかり、ませた一件は二つにすぎない。ともに抜け荷ではないとして最後は処置討ができる。もちろんこのような事例の史料は極めて少なく、探し出

# 1 加賀国粟ケ崎住吉丸破船一件

知ることができる。

この吟味史料により、輸送の概略を示す。時の吟味史料が長崎奉行所の「犯科帳」九五巻 に載っている。以下、積み荷の唐薬種に関して抜け荷の嫌疑を受ける一件が発生した。このの賃積み荷物などの荷物を積んで航海の途中、難風にあって破船し、文政二年(一八一九)に、加賀国粟ケ崎の住吉丸が越中への大廻し

種の「手板送状共致海失証拠ニ可相成書付無之」ということであった。 および大坂北国荷物出方総代の丸屋仙蔵の名代として、安土町三丁目 受け取り航海したものである。 屋市兵衛・上博労町室屋彦四郎より越中国江差送候荷物手板送状」 であったという。 新兵衛が現地へ派遣されている。 ため吟味されたところ、多くは和薬種であったが、 このため大坂の積問屋 ( 積荷問屋 ) 木屋の手代平七と室屋の久兵衛 住吉丸は沖船頭が与兵衛で、「大坂北国積荷問屋同所北堀江四丁目木 胡椒・ 宿砂などの唐薬種も少々あったという。ところがこの唐薬 流された荷物のうち回収した荷物に薬種があり、 破船したのは筑前国地の島高曽根瀬方 彼らへの申し渡しによると、 龍眼肉・ 唐薬 阿仙 を こ

寄せたために、長崎奉行所ではこの唐薬種を抜け荷品でないと判断しからはわからない。名代らは大坂の問屋へ連絡して手板と送状を取り送り状に引き合わせて船積みしたという。本当の荷主が誰なのか史料種は「何れも大坂唐物問屋共より買取」ったものであり、その荷数を

が本来である。荷主はこれを守っていない。の商人は唐物問屋からではなく、道修町の薬種仲買から買い付けるの大坂の唐物問屋からの購入品となっているが、唐薬種であれば荷主

行っていたことがわかる。 が薬種仲買に依らずに直接唐物問屋から唐薬種を買い付ける直買いをが薬種仲買に依らずに直接唐物問屋から唐薬種を買い付ける直買いをといえる行為であることは間違いない。この一件からは越中の薬種商荷とは無関係として処理されたが、正規のルートによらない抜け買いの荷物に混じっていた唐薬種は正規のものと判定された。結局、抜けの行っていたことが可能であり、こ購入先が唐物問屋なので、手板は取り寄せることが可能であり、こ

受け取って賃積みの航海をするのである。 賃積みによる商品輸送が具体的にわかることである。 てその送状をもらう。 受けた加賀粟ケ崎の廻船住吉丸は、 衛と上博労町室屋彦四郎の二軒があった。 認できる。 ら北国への薬種など商品の賃積み輸送を北国積問屋が扱ったことが確 さて、この一件でもう一つ重要なのは、 ここで判明する大坂の北国積問屋に北堀江四丁目木屋市兵 そして、荷物に唐薬種がある場合には、 両問屋から荷物を受け取り、 この両問屋から荷物を引き 大坂から越中など北国への つまり、 大坂か 手板も

きる。さる。でこういう総代というものがあらかじめ設けられていたことが確認で仲間の業務にかかわる諸事を取り扱うために、北国荷問屋の仲間としして、その名代もともに現地へ派遣される。難船の際の処置をはじめが現地へ派遣された。また、大坂北国荷物出方総代というものが存在が現地へ派遣された。また、大坂北国荷物出方総代というものが存在北国積問屋から輸送を依頼された廻船が難船した際には、その手代

## 2、能登黒島廻船一件

係文書の『御仕置筋問合留』第四に載る一件史料である。われて吟味された船に能登黒島の廻船があった。これは長崎奉行所関東ヶ崎の廻船と同じように唐薬種を輸送中に破船して、抜け荷を疑

品扱いにしていないので、評定所でも同様となることが予想される。
 電工月の勘定奉行跡部能登守の答え下げ札も含めて写されたものである。この下げ札によると、長崎奉行より叱りとされた船頭甚吾・積問と半兵衛・同彦四郎・薬種問屋寛左衛門も過料銭三貫文が妥当などと屋半兵衛・同彦四郎・薬種問屋寛左衛門も過料銭三貫文が妥当などと屋半兵衛・同彦四郎・薬種問屋寛左衛門も過料銭三貫文が妥当などと同様でれている。長崎奉行と同様に勘定奉行から公事方勘定奉行へることになった。この一件の吟味後に長崎奉行から公事方勘定奉行へに問題があり、このため甚吾は長崎奉行所へ差し出され、吟味を受けに問題があり、このため甚吾は長崎奉行所へ差し出され、吟味を受ける。

やむなく後半の人物では重複となる部分はなるべく省くことにした。る。そこでこれを表3に整理する。なお、表整理でも分量が多いので、この史料に記載された関係者の吟味書から一件の詳しい内容がわか

## ア、抜け荷か否か

付けの物であるため不正がないと処置されている。正規の唐薬種であているが、疑問の点があるので初めにこれを指摘しておきたい。他力丸の積み荷で抜け荷が問題になった唐物は三件ある。一つは大坂備後町の薬種問屋善兵衛の荷物である。これは四箇の荷物で、送状は加薬種とされていたが、実は唐薬種の大黄・甘草であった。明白には和薬種とされていたが、実は唐薬種の大黄・甘草であった。明白には和薬種とされていたが、実は唐薬種の大黄・甘草であった。明白は、長崎を行いの物であるため不正がないと処置されている。この一件は、長崎奉行の場がである。正規の唐薬種である。正規の唐薬種である。正規の唐薬種である。これは四番の一種は、長崎奉行の物であるため不正がないと処置されている。正規の唐薬種である。正規の唐薬種である。これは四番といる。この一件は、長崎奉行はの物であるため不正がないと関係を表している。正規の唐薬種である。正規の唐薬種である。これは四番と

#### 表3、他力丸「抜け荷」輸送、長崎奉行吟味(勘定奉行問い合わせ)

[ ]は伺い。(朱書意見)は申し渡し積り。

○黒島村他力丸直乗船頭甚吾(丑年69歳)[送状・荷札など改め方等閑につき叱り置きにしてよいか]

一部荷物は「唐大黄甘草二有之候処和薬種四箇之送状ニ而紛敷送方ニ有之候」につき長崎役所へ差し出し吟味となった。「唐薬種類ハ手板付之品ニ無相違不正物ニハ曽而無」く、積み入れの際に改め方が不行届きで恐れ入ると申すので、積問屋が受け取りの際に送状荷札など入念にせず不埒の旨を吟味詰めしたところ、申し立てようがないと返答した。

○大坂長堀高橋積問屋半兵衛(36歳)[荷物改め方等閑につき叱りでよいか]

半兵衛は「北国筋荷物問屋」であるが、戌年五月上旬に甚吾がきて積み入れ荷物を依頼したので、新潟行き荷物150箇を堺より積み込ませた。防州室津白浦で破船したことが、甚吾より早便で連絡があったので、早速濡荷物手当に現地へ行ったところ、領主役人が濡荷物を切解き調べて「九箇ハ唐紙・唐薬種ニ有之、送方紛敷旨」にて長崎役所へ差し出したことを浦方役人に聞き、他の荷物を受け取ったという。

この吟味で9箇のうち5箇は大坂北久太郎町三丁目忠右衛門より新潟積荷問屋皆五郎へ揚げて、同国与板清助・同所津兵衛へ送る唐紙で、4箇は大坂備後町二丁目薬種問屋善兵衛より皆五郎へ揚げて津兵衛へ送る唐大黄・甘草であった。忠右衛門よりの送り状は、「唐紙二限り筵包と認、無名之送状ニ而差札ハ筵之中ニ包込」んでいた。善兵衛の送状は和薬種四箇とあるが、「唐薬種之廉認無」い。唐物があったことは知らなかったので、吟味につき恐れいるが、結局申し立てようもないと返答した。

○大坂上博労町積問屋彦四郎(52歳)[荷物改め方等閑につき叱りでよいか]

彦四郎は「北国廻り荷物問屋」で、戌年5月中旬に甚吾が来て積み荷物を頼んだので、大坂道修町三丁目やす代判吉兵衛より請取っていた北国廻り荷物の22箇を「薬種荷物ニ付敷金いたし候は、並よりハ運賃宜候」との相談があり、甚吾は「雑費共金百拾両差出雑費差引百両」を荷主吉兵衛へ渡し、当銀屋宛の塩野屋藤兵衛の敷金送状が甚吾へ渡されている。甚吾からも書付を取り交わしたという。彦四郎は和薬種の心得で請荷し、薬種取り合わせ22箇と記載されている敷金手形を疑わずに甚吾へ渡したという。

甚吾より早飛脚で破船の連絡があったので、その旨を荷主吉兵衛へ知らせた。出役した領主家来の見分により、唐薬種があり、また送り方がまぎらわしいとして長崎役所へ差し出された。吟味により吉兵衛から請荷は唐和薬種入り交じりの荷物であり、表は売荷の差札、裏は米沢家中名前の差札となっていた。敷金送状は薬種取り合わせ22箇と認めてあり、荷主から武家荷物や唐薬種などの話しはなく、まったく商荷物と心得ていた。このように紛らわしい取り計らいとなっていたことを存ぜず、恐れ入る。改め方不行き届きで申し立てようがないと返答した。

○大坂道修町三丁目塩野屋やす代判吉兵衛煩いにつき代伊兵衛(28歳)[唐薬和薬などの仕分けもせず、また唐薬種武家荷物のあることを気づかず、祖父以来の仕来りになじんで気づかず運送により過料3貫文に申しつけてよいか]◎(付、朱書意見。藤兵衛は病気にて渡世向きは吉兵衛引き受け、去八月離縁となったので糺さない。)

吉兵衛はやす父藤兵衛の一類で、やすの婿。藤兵衛は申年(天保七)2月に病気となり吉兵衛が家業を引き受ける。出羽米沢町薬種問屋覚左衛門は旧来の得意で寛政年間に同人祖父孫左衛門が領主医師より薬種購入を依頼されたので、手荒な扱いを受けず雑費もかからない家中医師名前での海上輸送を藤兵衛へこれまで依頼してきた。戌3月に寛左衛門の弟が薬種を注文したので、手板付け唐薬種大黄外27品、和薬種樟脳外16品代銀7貫852匁余に買い受け、前々通り越後国新潟への廻し方を依頼した。家中医師依頼の品もあるので表は新潟問屋善平揚げ、同所茂兵衛行きの差し札、裏は米沢家中草却道賀内村元智と認め送るようにというので、前々仕来り通り取り計らい積荷問屋彦四郎へ渡した。北国廻りで他力丸へ薬種22箇を、敷金取組み運賃雑費とも110両に取り決め、雑費差引き残金100両を彦四郎より受け取り、藤兵衛・彦四郎よりの善平・茂兵衛宛敷金積みの送状手形を甚吾へ渡し、同人と書付取り変わし、荷物を船積みした。甚吾より大坂間屋共へ連絡があったので荷主は濡れ荷物手当に、積荷間屋半兵衛は荷物引き受け方取り調べにでかけた。

長崎役所へ差しだし吟味となったが、右荷物のうち「唐薬種武家荷物有之段彦四郎江申聞候儀も不心付、且武家荷売荷唐薬和薬差別仕訳も不致」、薬種代銀は寛左衛門方で総体の勘定をして、不足の場合は年により米沢滞の産物を積み登させ、精算したり、または為替を取り組ませてきた。新潟の間屋善平・茂兵衛へ送れば、寛左衛門より前もって語しが付けられているので、問屋共よりの下し方はどのように取り扱うかかきまえていなかったことを申している。一体に送状・荷札はまぎらしき取り計らいで、やす祖父以来の仕来りになじんで気づかず、運送したことは不埒の旨であるということについて、申し立てようもないとの返答である。

○大坂北久太郎町三丁目木屋忠右衛門の代り、召仕角兵衛(丑28歳) [送状荷札が違ったまま運送したのは心得方粗略につき過料3貫文の申し付けでよいか] (付記、朱書意見。本文越後国新潟湊積問屋皆五郎、同国与板清助・津兵衛は糺さない)

木屋忠右衛門は商人旅人宿渡世で、「諸国より商人共仕入方ニ相越、止宿いたし注文之品買入荷造いたし、都合百八箇長堀高 橋積問屋半兵衛方ニ相渡」し、他力丸え積み入れた。破船し巷害より半兵衛方へ連絡につき、積問屋共一同は白浦へ着き、浦役人 へ濡荷物引き受けを申出たところ、長崎表へ差し出しになっていた。右荷物は忠右衛門より「越後国新潟湊積問屋皆五郎・同国与 板清助・津兵衛行荷物之内五箇い唐紙ニ而忠右衛門より之送状ニ諸品銘書之内唐紙ニ限菰包と認、差札ハ菰之中ニ包込」み紛 敷旨にて吟味になった。右品は手板付に間違いなく不正物ではないが、忠右衛門大病後の混雑にとりまぎれて荷札送状取調ベ方が 不行届で心得違で書き損じて恐れ入ると申し、また送状荷札等まぎらしき仕方不垮の旨について申立様もないと返答する。

大坂備後町2丁目薬種問屋善兵衛、煩につき政七(26歳)[送状荷札の間違いをそのままにしたのは心得方粗略につき過料3貫文の申し付けでよいか]

善兵衛は薬種問屋渡世をし、諸国より薬種仕入方注文の内、越後国与板津兵衛より注文の薬種大黄900斤・甘草150斤、都合 4 箇長堀高橋積問屋半兵衛方へ渡したところ、他力丸が積み入れた。船頭甚吾より破船申越につき、積荷問屋共同 6 月に一同室津白浦に着き、浦役人へ牆荷物引き受けを申出たところ、長崎御役所へ差出していた。右品は善兵衛より越後国新潟湊積問屋皆五郎 へ揚げ、同国与板津兵衛行き荷物 4 箇、送状は和薬種入れ 4 箇とあり、希和も同様の認力で紛らしいので今般吟味になる。右薬種は手板に間違いなく、不正物ではないが、その節、善兵衛病後で心得違いの送状に書き損じ、和薬種と認めて、また荷札も同様送状の表に認めて恐れいるとの旨を申すが、紛らしき仕方不埒につき申し立てようも無いと返答する。

ざくころ。これは主人善兵衛が病後のために送状・荷札を書き損じたものと申しはない。善兵衛の奉公人の吟味によると、荷札も和薬種となっていた。ることの証明書の手板付けであれば、送状には和薬種などと書く必要

**手板があるというが、吟味で積問屋半兵衛もこの荷物に唐物があったとを知らなかったと証言している。もし、手板があれば送状ととたことを知らなかったと証言している。もし、手板があれば送状ととればならなくなる。なお、売却した薬種商は備後町二丁目薬種問屋善ある。こうして、手板は当初よりなく、吟味の際に調達した手板をもればならなくなる。なお、売却した薬種商は備後町二丁目薬種問屋善ればならなくなる。なお、売却した薬種商は備後町二丁目薬種問屋善ればならなくなる。なお、売却した薬種商は備後町二丁目薬種問屋善の著であり、彼は仲買ではない。本当に薬種問屋なのか、仲買仲間外の薬種屋なのかは確認できない。もし唐薬種問屋となれば住吉丸一件の薬種屋なのかは確認できない。もし唐薬種問屋となれば住吉丸一件の薬種屋なのかは確認できない。もし唐薬種問屋となれば住吉丸一件の薬種屋なのかは確認できない。もし唐薬種問屋となれば住吉丸一件の薬種屋なのかは確認できない。もし唐薬種問屋となれば住吉丸一件の薬種屋なのかは確認できない。もし唐薬種問屋となれば住吉丸一件の薬種屋なのかは確認できない。もし唐薬種問屋となれば住吉丸一件の薬種屋なのかは確認できない。もし唐薬種問屋となれば住吉丸一件の薬種屋なのかは確認できない。もしまでは、手板があるというがある。** 

板付けに間違いないという。このため不正品にはならないが、忠右衛していた。忠右衛門の奉公人角兵衛の申し口によると、この荷物も手し、しかも荷札が筵に包みこんであるという極めて不自然な送り方をであった。これは唐紙なのに送状に品物を明記せずに筵包とのみ記載吾の吟味によると、与板の扇屋清助・同津兵衛行きの荷物五箇の唐紙第二は木屋忠右衛門の荷物で積問屋半兵衛が扱ったものである。甚

のか極めて不可解である。また、この唐紙の出所は不明である。いうが、手板があるのにどうしてこのような送状・荷札の処置をする包みとして中荷につき何も書かず、荷札も筵の中に入れていたことを行き届きとなったとその原因を申し述べている。書き損じというが筵門が大病後の混雑に取り紛れて、書き損じ、また荷札送状の取調が不

薬種としか記さないと判断するのが自然なこの件での理解である。 記してもよい。武家荷となれば改めから逃れるということで、送状に ような状況であった。本当に手板があれば、唐薬種である旨を送状に によると、これも送状には薬種とだけ記して、かつ荷札の裏には家中 によると、これも送状には薬種とだけ記して、かつ荷札の裏には家中 で米沢へ送った二二箇の品物である。これは唐和薬組み入れの差し札 第三は道修町三丁目の塩野屋藤兵衛が販売した、積問屋彦四郎扱い

すだろうか。とうていこのようなことは考えがたい。の送り主三人がみな病気のために荷物の送状などの処置に過ちを起こ処置を誤ったとしている点である。たまたま同じ船に乗せた別の荷物一番疑問なのは荷主の塩野屋藤兵衛と前の二人がみな病気のために

をしないでよいと考えるとか、そういうものではなく、唐薬種であれかったのであろうか。面倒で書かないとか、唐薬種について特別記載な業者である。なぜ彼は唐薬種が含まれていることを送状に記載しな藤兵衛は天保期に道修町三丁目の薬種仲買として存在している確か

(川船)

大島村

米沢薬種問屋

イ

輸送のあり方

極めて自然なことである。い輸送をしようとしたのは、特別な意味があってのことと考えるのがの基本であり、この基本を無視した送状で、しかも武家荷と紛らわしば手板を付し、送状もその旨記載するのが、道修町の薬種仲買の商売

が続いていたそれ以前からみられたのではなかろうか。が続いていたそれ以前からみられたのではなかろうか。では、武家荷にまぎらせて送れる米沢の薬種問屋との取引いるのが一番可能性があるが、そうであったかどうかは今後の史料で期であれば薩摩藩が長崎を介さずに直接に市場へ投下した唐薬種と考期であれば薩摩藩が長崎を介さずに直接に市場へ投下した唐薬種と考期であれば薩摩藩が長崎を介さずに直接に市場へ投下した唐薬種と考別があるが、そうであったかどうかは今後の史料でが続いていたそれ以前からみられたのではなかろうか。

きたい。この輸送の内容を左に図示しておく。 ここではこの一件から本題である輸送のあり方について整理してお

薬種問屋善兵衛 [ 注文荷物唐薬種四箇 ] 長堀高橋積問屋半兵衛

塩野屋藤兵衛 [ 注文荷物、 商人旅人宿木屋忠右衛門 [ 注文荷物一〇八箇、内唐紙五箇・ 五郎 種四箇] 彦四郎へ (他力丸、 与板清助・津兵衛 積問屋半兵衛 (他力丸、 堺出航) 堺出航) 唐薬和薬種二二箇] 新潟積問屋皆五郎 (他力丸、堺出航) 新潟積問屋善平 与板津兵衛 上博労町積問 新潟積問屋皆 海老江 唐薬

ある。 ま島の廻船他力丸が引き受けたのは、二軒の大坂の積問屋からの荷 とされ、 の理船問屋であり、大坂と北国間の荷物輸送を引き受ける問屋であった。一軒は大坂長堀高橋の半兵衛、もう一軒は同上博労町彦四郎であた。一軒は大坂長堀高橋の半兵衛、もう一軒は同上博労町彦四郎であった。ともに「北国廻り荷物問屋」、「北国筋荷物問屋」とされ 東島の廻船他力丸が引き受けたのは、二軒の大坂の積問屋からの荷

買い付けから荷送りも引き受けて、積問屋へ輸送を依頼していたので右衛門の荷物を引き受けたが、後者は旅人宿で、客の注文により商品さて、半兵衛は備後町の薬種商善兵衛と北久太郎町三丁目の木屋忠

ものがあることがわかる。ある。この点で、大坂の旅人宿の中には流通面で一定の役割をはたす

為替に組むが、

新潟の善平へ渡すこともあるという。

さて、他力丸は新潟で荷揚げする予定であった。与板行きの荷物は

とする。この薬種荷物代金は、米沢絹や薬種の販売代銀にて精算し、が後の付け送りをしてくれ、蔵敷・馬代・川越橋銭まで帳面に付けるで大島村へ輸送され、さらに陸路輸送となった。ここでは大島村の者荷物はわかる。これは新潟から海老江の問屋へ送られ、そこから川船その後どのような輸送となるか記されていない。しかし、米沢行きの

## 四 大谷屋独占の破綻

さらに他の史料より裏付けてみたい。抜け荷輸送一件が示している。重要なのでこの点に間違いがないか、天保九年(一八三八)に大谷屋の独占が破綻していたことを他力丸

大廻し荷物は、大谷屋でなく室屋彦四郎と日高屋半兵衛、そして泉宗物新潟届、六拾箇大坂室彦・泉宗・日高屋」より積入れていたという。俵・砂糖七六丁などを大坂・関・松永三ケ所で積み込み、「其外大廻荷一件での船頭佐次右衛門ら船員の口書によるとこの船は塩一、〇五〇登黒島の廻船が大廻し荷物を大坂から新潟へ輸送して難破した。この発展の次の弘化となるが、その弘化三年(一八四六)九月に同じ能

れ寄り荷物の受け取りに船頭に加えて当銀屋善平の代人弥三松が出向荷物廻船屋泉宗厘(淡路町二丁目)である。なお、この難船による流が扱っていた。泉屋は先の「大坂商工銘家集」に出る薬種扱いの北国

が分一銭に当たるか明確でない。賃積み荷物は入札にかけられず、 法の件で酒代支払い不用を相川役所から命じられていたが、この酒代 他 頭荷物の米・油粕などは入札で処分したものの、賃積み荷物の鉛その 積んで新潟より大坂へ向かう途中、佐渡大石村で難破した一件が発生 が賃積みの大坂送りの鉛七六個と倭菜種一一個、そして将棋駒などを している。この翌月には荷物の処理が行われたが、船頭願いにより船 大谷屋の処理以前の段階のものであった。 たので、 た現物の一○分の一を大石田村へ渡すことなどなく小木へ廻されてい により取り扱われた。 同じ年の弘化三年四月に、 つまり「送荷物之義、 明らかにこの大坂などへ送る賃積み荷物の処理のあり方は 船頭荷物の入札分について村方人足へは不調 小木湊へ相廻、宿和泉屋補助江預置く」 糸魚川の横町善兵衛廻船 (一〇人乗り) ま 願

へ、仏壇が越後新町村関海造宛に送り出されている。高田屋・敦賀屋新潟の高橋(敦賀屋)次郎左衛門から古帳面が信州木曽加納屋孫兵衛孫兵衛并同所南久太郎町堺筋広屋清右衛門」宛てであった。この他、泉屋宗平」へ送り荷、将棋駒が「同人より大坂南久宝寺町弐丁目堺屋銅座吹所住友甚兵衛江送荷」、倭菜種が「同人より大坂淡路町二丁目和これらの荷物は、大坂送り荷物は鉛が「新潟高田屋与十郎より大坂

戻ったのである。 いずれにしても、難船処理も従来の慣行は新潟の廻船問屋である。 いずれにしても、難船処理も従来の慣行

## 四、おわりに

た抜け荷輸送について本文では検討した。 大坂・北国間における商品物資の賃積みの海運機構とこれを利用

後者で取り上げた「抜け荷」輸送の二件は長崎奉行所で取り調べをとなったことは次の通りである。

輸送なども引き受けていたとみられる。なお、北国買物問屋は加越能国船問屋である。同問屋は彼らから分離した北国積綿問屋の扱う綿の要商品の積み下しを行い、この輸送のために生み出されてきたのが北問屋)は北国積組合を形成し、反物・古着・小間物などの北国向け主期に北国船問屋として登場する。彼らを利用した北国問屋(北国買物財に北国船問屋として登場する。彼らを利用した北国問屋(北国買物

であろう。 であろう。 をが案内記に登場するのが安永期となり、また二軒という少なさなのとが案内記に登場するのが安永期となり、また二軒という少なさなのの荷物が北国船問屋扱いとなるわけではなく、彼らへ荷物を積み込む問屋の性格を持つが、具体的には廻船問屋であり、すべての北国積みその他北国地域の国問屋を兼業している者が多い。この国問屋は荷請

みられるようになる。なお、彼らと別の系譜で登場する北国相手の積化、嘉永期には、大坂の案内記で多くの北国積問屋に加えて北国の系譜的前身は先の北国船問屋である。彼らは積問屋に加えて北国の系譜的前身は先の北国船問屋である。彼らは積問屋に加えて北国の系譜的前身は先の北国船問屋である。彼らは積問屋に加えて北国大保・嘉永期には、大坂の案内記で多くの北国積問屋が知られる。彼ら大保・嘉永期に松前問屋に進出する者が多い。北国への荷送りを重点になり行っていた。蝦夷地から入る魚肥などの産物を荷請けする問屋がなり行っていた。蝦夷地から入る魚肥などの産物を荷請けする問屋が大坂から北国への賃積み輸送を担う主体の実態が具体的にわかるよ大坂から北国への賃積み輸送を担う主体の実態が具体的にわかるよ

引き受けていた。

期に近隣湊へ入津していた廻船も、大坂へ船頭が出向き賃積み荷物を

ともに現地へ向かい処理に当たっていた。ただし、筑前までは出張地いた。難船の際には仲間の総代の名代が直接関係する積問屋の代人と仲間の問題を処理していた。また、年行事は積み荷の送り状を出して当然に存在する。北国積問屋は積問屋仲間を形成し、年行事を置いて、弘化の案内記に載る積問屋がすべての積問屋ではなく、他にもまだ

問屋に、

薬種仲買商から生み出された業者がいた。

利用するものである。 けることもみられる。 っていると考えられるが、廻船が複数の積問屋から荷物輸送を引き受 きる廻船へ依頼するために、 るので、これらの廻船への委託もされる。積問屋は荷を託せる信頼で 要とする手船多数を抱えて営業するのではなく、基本的に他人廻船 域で間違いないが、 などの廻船に加えて、買い積みを行う北前船が多数大坂へ来航してい み荷物の輸送は、 荷主から積問屋へ依頼された、 **積問屋が廻船へ依頼する。積問屋は多額の資本を必** 荷宿側の出張先との区分は史料がなくわからない。 また、 化政期以降であれば、北国・松前へ向かう大坂 積問屋と委託する廻船の関係がほぼ定ま 他国廻船入津が減っていたとされる天保 大廻しとよばれるこの北国への賃積

肩代わりさせられる点で、廻船に不利なものであった。ために荷主・積問屋が廻船へ求めたものである。これは荷損の一部もこれは難船の場合に損失が大きくなるので、それを一部でも回避するるが、大廻しでは薬種のような高価な商品でこの方法が取られていた。賃積み輸送では、陸海問わずに通常の運賃積みと別に敷金積みがあ

大問屋がこの荷宿を務めた。荷宿は仲間をつくり荷年行事を置いてい合、この荷宿が当然に複数あった。新潟では遠隔地輸送の廻船を扱うに大坂への積問屋も務めることになる。新潟のような大きな湊町の場屋へ荷揚げし、荷宿が送状・荷札に従って処置する。この荷宿は当然北国積問屋から送られる荷物は、北国の湊町の荷宿、つまり廻船問

期以降に登場させた。

にできないことになる。

興市場、蝦夷地の産物の荷請けを拡大させ、松前問屋となる者を天保調なものになっていく。積問屋の中にはさらに経営発展のために、新らは破船の損失を回避していた。このため彼らの経営は当然ながら順賃積みを引き受けるために彼らの廻船雇用は安定しており、さらに彼また大坂および近隣湊へ入津する北前船を増加させ、これらの廻船がさて、一九世紀の商品経済展開は北国積問屋の荷扱いを増加させ、

た。

年に、 段と展開し、 処理に際して荷主への保証をしないことである。これに対して天保五 けではなく、 屋が度々の値上げを行い運賃が高額となっていたことと、彼らが難船 他国の荷主にとり不利となる問題が発生していた。 かられたものであった。 海難事故荷の保証をする大坂の新興廻船問屋大谷屋を積問屋として契 までの大坂の積問屋との関係を断ち切る行動に出た。 こうした事態の打開が荷主にとり大切となったために大谷屋独占がは への廻船入津が減少したといっても、 大坂市場の地位低下をみた天保期には、 新潟の荷主をはじめとする越後の荷主と廻船問屋の荷宿はこれ 独占的に大坂・ 大坂・ 海難事故による荷主の損害を放置できるものではなく、 北国間の大廻しの賃積み輸送が大幅に減少したわ 新潟間での積問屋の業務を任せた。 一九世紀前期に商品経済が一 賃積み輸送の面でも当然に 具体的には、 そして、 天保期に大 新たに 積問

海難事故荷への保証を認める大谷屋によるこの独占的な大坂・新潟

ſΪ

る北前船などは引き受けを望まなくなり、彼らを大谷屋はあまり当てうことになる。このため当時増加していた買積みで多額の利益をあげからすれば大谷屋扱いの荷を引き受けても難船すれば余分な負担を負の慣行へ戻った。この原因は、やはり難船・破船の多発にある。廻船日高屋・室屋の新潟への大廻し扱いが復活していた。難船処理も従来間の大廻し荷物輸送は、天保九年には早くも破綻していた。そして、

ある。 間が江戸の十組問屋のような存在となって荷を引き受ける廻船を支え 弱く、彼らに越後各地の荷主を加えるとしても、 営業できる問屋商人と異なって、 の大坂との賃積輸送機構についての検討などは今後の検討課題にした 北国・北陸での積問屋・荷主の具体的あり方や、 結局は、日本海沿岸地域の湊町などの都市問屋には共同海損方式を導 夷地も含む日本海沿岸地域の他湊、 雇用して大坂積問屋を傘下に置く賃積み体制は構築できなかったので る必要があった。 としての形成も天保期には弱かった。 彼ら荷主が廻船を共同で所有 入する廻船維持・確保が難しいことをこれは示す。 新興積問屋の大谷屋が順調な経営をするには、 日本海地域でも最大の市場である新潟のこのような状況は、 しかし、江戸のような膨大な消費需要に支えられて 新潟の荷主仲間で支えるには資力が 他地域でも変わらないとみられる。 越後全体の荷主仲間 また北国・江戸以外 新潟や越後の荷主仲 新潟 越後以外の 蝦

九九四年)序論、増田広實「一九九〇年代の水運史の研究動向」(『交通九七九年)序章、上村雅洋『近世日本海運史の研究』(吉川弘文館・一(1)海運史の研究史は、柚木学『近世海運史の研究』(法政大学出版局・一

史研究』四八号・二〇〇二年)を参照

- 仙台の問屋に賃積み廻船として利用されていたことにも着目している点同論文は仙台藩の廻米に利用された石巻・江戸間の石巻穀船が、江戸・年、渡辺『日本海運史の研究』清文堂出版・二〇〇二年に収録)。なお、(2)渡辺信夫「近世の交通体系」(岩波講座『日本通史』近世1・一九九三
- 海運史の研究』序章も参照。『日本海運業の近代化』(海文堂・一九六一年)一編。柚木、前出『近世(3)佐々宣平『海運理論体系』(有斐閣・一九四八年)七章・佐々木誠治

で重要である。

- (4)『新修大坂市史』三巻・一九八九年、三章六節。
- (5)津川正幸『近世日本海運の諸問題』関西大学・一九九八年・四章
- (6)海運面の要因として買積みの新興廻船業者の台頭、活躍(青木美智男に))海運面の要因として買積みの新興廻船業者の台頭、活躍(青木美智男の一、海運面の要因として買積みの新興廻船業者の台頭、活躍(青木美智男
- 流通』(刀水書房・二〇〇一年)研究』(国書刊行会・一九九二年)・中村義隆『幕末維新の湊町と商品研究』(国書刊行会・一九九二年)・中村義隆『幕末維新の湊町と商品がお、新潟と越後の海運については小村弌『近世日本海海運と湊町の
- 院・一九五一年)(7)『新修大阪市史』三巻三章。宮本又次『日本近世問屋制の研究』(刀江書
- (9)第二巻・四編三一二・三一三頁

(8) 黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成』 | 輯 (復刻、

清文堂出版・一九三五

- ( 10 )『旧版・大阪市史』第一、七三七頁と三四九頁。他
- (和泉書院・一九九九年)による。(和泉書院・一九九九年)による。(11)塩村耕編『古版大阪案内記集成』翻刻・校異・解説・索引編と影印編

- (12)大阪商業大学地域研究所架蔵佐古文書「薩摩問屋記録」
- (13)『校本難波丸綱目』中尾松泉堂書店・一九七七年に所収
- (4)『浪速叢書』九巻・一九二九年。
- (15)(21)前出佐古文書
- (16) 国立史料館蔵祭魚堂文庫「弘化四年、松前方記録」
- 17) 長崎県立図書館蔵「犯科帳」九五巻(後掲注33参照)
- 部紀要』五六号・二〇〇二年。期、飛島・酒田入津の越中廻船の動向と小廻船経営」『富山大学教育学事には堀江四丁目とあるので同一人物である。詳しくは拙著「近世中後年の弘化三年の客船帳(山形大学教育学部付属博物館長井文庫蔵)記
- 、2)公置で書「こ文書が加して上す双層公書であった」では記念ではお話でいた。と社会』吉川弘文館・二〇〇〇年)とその所収表3を参照されたい。前問屋とその変遷については原直史「松前問屋」(吉田伸之『商いの場(2)『大坂商業史料集成』六輯(一九八四年復刻・清文堂出版)と注16。松
- 託)・蕪木文書『十日町市史』資料編五巻・一九二号(22)松屋文書「大坂積荷物一条二付取極念書之写」(巻町歴史民俗資料館寄)。 (1) (
- 邪一章。 第一集、同館一九七七年。前出・中村『幕末維新の湊町と商品流通』一第一集、同館一九七七年。前出・中村『幕末維新の湊町と商品流通』一(33)√34)『諸株取調書』『新潟町会所文書』、新潟市郷土資料館調査年報』
- (25)能登屋文書『出雲崎町史』海運資料集一、六一一 六一三頁
- 同五章によると樽廻船も共同海損となっていたという。(26)津川正幸『近世日本海運の諸問題』関西大学・一九九八年・四章。なお、
- 〔27〕『巻町史』通史編上巻、三編三章
- 〔22〕『巻町史』資料編三巻、三章5号・7号・館秀夫家文書
- ( 29)『巻町史』資料編三巻、三章11号・館勇家文書
- 30)『新潟県史』別編2、三四六頁

- (3)『巻町史』資料編三巻、三章11号・館勇家文書(31)『巻町史』通史編上巻・三編三章、同資料編三巻、三章4号・巻文書(31)『巻町史』通史編上巻、三章4号・巻文書(31)『巻町史』第二巻(31)『
- (3)(3) 長崎県立図書館から同史料は全文翻刻されているが、念のために きたい。 丸一件について北前船の活動の観点から紹介している。後にこの発表の っていることについて筆者も指摘した。その調査結果をまとめたのが前 ジュウム後の情報交換会で、黒島他力廻船一件が資料集に掲載されてい 三九号に発表した。なお、二〇〇一年秋に金沢で開かれた銭五のシンポ めに、その一部を「近世後期の密買俵物輸送について」『富山史壇』一 の長崎奉行関係史料よりみた越中・加賀・能登廻船の抜け荷輸送の管見 原本も閲覧している。なお、これらの史料は一九九九年より二〇〇一年 また本稿でもこれを踏まえ検討して論文にまとめていることを断ってお なお、報告書は、活字になっていない関係史料部分も含めて取り上げ、 存在を知ったので、佃氏に宮崎県の方がこの一件について論文を書いて 記報告である。佃氏は翌夏に加賀市で開かれた北前船のセミナーで他力 れたが、科研で抜け荷輸送に関する長崎奉行関係の文書はみな写真を撮 ることを宮崎県の方に教えていただいたことを口頭で佃和雄氏が紹介さ を中心とした抜け荷取引とその運輸の研究』(二〇〇二年三月・自刊) いるのか問い合わせたところ、そのようなことはないとのことであった。 13年度科学研究費補助金 ( 基盤研究C2研究成果報告書)近世富山売薬 に実施した科研の調査で写真撮影した。その成果は『平成11年度~平成 薬種・俵物を中心に」にて報告し、この報告を論文としてまとめるた
- (35)(36)『大阪薬種業誌』二巻六七 九四、三〇六 三四七頁
- (37) 敷金積みは牛方の運送でもみられるが、海運の場合にはこのような事例大坂・北国間の積問屋がかかわる大廻し荷物の場合にはこのような事例は木越隆三「銭屋五兵衛の材木取引と敷金積」(『地方史研究』二七二は木越隆三「銭屋五兵衛の材木取引と敷金積」(『地方史研究』二七二は木越隆三「銭屋五兵衛の材木取引と敷金積」(『地方史研究』二七二は木越隆三「銭屋五兵衛の材木取引と敷金積」(『地方史研究』福井県郷土は木越隆三「銭屋五兵衛の材木取引と敷金積」(『地方史研究』福井県郷土は木地を開かる。

- (3))『新潟県史』資料編一○巻一七五号・小林家文書(38)『中条町史』資料編三巻、一八八号・八幡家文書
- 追記、史料閲覧でお世話になった関係者の方々に御礼申し上げたい。